

写

19人委第209号

平成19年10月10日

愛知県議会議長 青山秋男 殿

愛知県知事 神田真秋 殿

愛知県人事委員会委員長 那須國宏

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。